

経済産業省

20230621 貿局第1号
輸出注意事項2023第10号
輸入注意事項2023第10号
経済産業省貿易経済協力局

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年7月3日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「特定手続等に係る申請者の届出について」等の一部改正について

「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定手続等に係る申請者の届出について（平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）

改正後	現行
<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 申請者の届出等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出の効果 輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3のうち、いずれかの様式による届出を行った者は、輸出規則第1条の3第4項、輸入規則第2条の3第4項及び貿易外省令第1条の3第4項の規定により、他の様式による届出も行ったものとみなす。</p> <p>(3) 届出の方法 (1)の届出は、5.の受付窓口への郵送又は電子メールによるものとする。</p> <p>(4) 申請者届出書の添付書類等</p> <p>① (略)</p> <p>② 届出事項が事実であることを証する書類の写し（住民票（個人の場合）、登記簿謄本（法人の場合）等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限り。）） 1通 <u>（注）原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。</u> <u>この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。</u></p> <p>③ 委任状（別紙参考様式2（法人であって、被委任者を届け出るときに限る。）） 1通</p> <p>(5) (略)</p> <p>4. 届出事項等の変更又は電子情報処理組織の使用の廃止の届出</p> <p>(1) 申請者届出書による手続 申請者届出を行った者は、届け出た事項に変更（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスの変更を含む。）があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、申請者届出書1通に必要な事項を記入し、次の①から③に規定する要領で、経済産業大臣に届け出るものとする。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者が届出を行うものとする。</p> <p>① 届出の方法 届出は、5.の受付窓口への郵送又は電子メールによるものとする。</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 申請者の届出等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出の効果 輸出規則別表第6、輸入規則別表第3又は貿易外省令別紙様式第6の3のうち、いずれかの様式による届出を行った者は、輸出規則第1条の3第5項、輸入規則第2条の3第5項及び貿易外省令第1条の3第5項の規定により、他の様式による届出も行ったものとみなす。</p> <p>(3) 届出の方法 (1)の届出は、5.の受付窓口への郵送によるものとする。</p> <p>(4) 申請者届出書の添付書類等</p> <p>① (略)</p> <p>② 届出事項が事実であることを証する書類（住民票（個人の場合）、登記簿謄本（法人の場合）等（届出日から6月前以内に取得したもの又は当該書類に有効期間がある場合には、当該有効期間内のものに限り。）） 1通</p> <p>③ 委任状（別紙参考様式2（法人であって、被委任者を届け出るときに限る。））</p> <p>(5) (略)</p> <p>4. 届出事項等の変更又は電子情報処理組織の使用の廃止の届出</p> <p>(1) 申請者届出書による手続 申請者届出を行った者は、届け出た事項に変更（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスの変更を含む。）があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、申請者届出書1通に必要な事項を記入し、次の①から③に規定する要領で、経済産業大臣に届け出るものとする。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者が届出を行うものとする。</p> <p>① 届出の方法 届出は、5.の受付窓口への郵送によるものとする。</p>

② 添付書類等（届出事項の変更の場合のみ）

（イ）（略）

（ロ）届出事項が事実であることを証する書類の写し 1 通（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを変更したときは不要。）

（注）原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

（ハ）委任状（別紙参考様式 2（法人の場合であって、被委任者を変更したときに限る。）） 1 通

③ （略）

（2） （略）

5. 受付窓口

申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室
〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電子メールアドレス : bzl-qqfcbj@meti.go.jp

② 添付書類等（届出事項の変更の場合のみ）

（イ）（略）

（ロ）届出事項が事実であることを証する書類 1 通（郵便番号、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを変更したときは不要。）

（ハ）委任状（別紙参考様式 2（法人の場合であって、被委任者を変更したときに限る。））

③ （略）

（2） （略）

5. 受付窓口

申請者届出書の受付窓口は次のとおりとする。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室
〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現 行
<p>1～7 （略）</p> <p>8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 締約国でない国又は地域であってワシントン条約に係る管理当局に準ずる当局を有する国又は地域 クック、<u>ミクロネシア</u>、台湾、東ティモール</p> <p>9～11 （略）</p>	<p>1～7 （略）</p> <p>8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 締約国でない国又は地域であってワシントン条約に係る管理当局に準ずる当局を有する国又は地域 クック、<u>ニウエ</u>、<u>南スーダン</u>、台湾、東ティモール、<u>タークス及びカイコス諸島</u></p> <p>9～11 （略）</p>